

## 2024年度-2026年度課題別研修「持続可能な農業機械利用」に係る研修委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構筑波センター（以下、「JICA 筑波」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、サブサハラアフリカ地域の「アフリカ稲作振興のための共同体」（以下、「CARD<sup>1</sup>」）支援対象国を対象に、稲作現場における限られた現地リソース（農業資機材、人員など）を有効活用し、持続的な機械利用を指導できる人材を育成することを目的に実施します。技術研修期間中には、農業機械化に関する日本事例の講義、視察、実習や参加者各国における課題・優良事例の共有とディスカッション、およびアクションプランの作成等を通じて持続的な機械利用を指導できる人材の育成に取り組むことで、CARD クラスターの目標達成に貢献することを目的とした研修です。

本業務の遂行にあたっては、NPO 法人「国際農民参加型技術ネットワーク」（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、以下の「2 応募資格」を満たしていることに加え、農業機械に関連する課題別研修を2013年度から2023年度現在に至るまで継続して受注した実績を持ち、アフリカにおける農業機械の開発・普及・利用促進および政策立案・実行等についての豊富かつ多角的な知見を養っています。現在、課題別研修「アフリカ地域農業機械化促進」（2019～2024年度）を受託しており、研修事業を通じてアフリカ各国における農業機械化に関する最新の課題や動向を把握していることから、当研修にて各国研修員に対し適切な技術移転を実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1 業務内容

(1) 業務名：2024年度-2026年度課題別研修「持続可能な農業機械利用」に係る研修委託契約

(2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり

(3) 実施期間：2024年度予定

2024年5月13日～2024年7月5日

(4) 契約履行期間：2024年4月1日～2025年2月28日（2024年度予定）

※契約履行期間には、事前準備期間、事後整理期間およびフォローアップ出張実施期間を含む。

---

<sup>1</sup> CARD: Coalition for African Rice development アフリカ稲作振興のための共同体  
[アフリカ稲作振興のための共同体 \(CARD\) | 事業・プロジェクト - JICA](#)

※2025 年度、2026 年度の実施時期は受注者と調整の上で決定する(単年度契約)。

## 2 応募資格

### (1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

  - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
  - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
  - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
  - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき

関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

1) 技術力に関する要件

本研修実施に十分な技術力を有すること。（A4 サイズ、1~2 枚程度の本コ

ース実施プログラム案を添付のこと)

2) 業務執行体制に関する要件

ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

3) 本研修委託業務契約は、2024 年度～2026 年度に実施する計 3 回の研修コース全体を対象とする。2024 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026 年度案件まで継続契約を行う（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結する。

なお、当案件では日本における技術研修終了後のフォローアップ調査（アフリカ対象、1～2 週間程度）を実施することを想定しており同調査の準備・実施も委託業務に含める。

### 3 手続きのスケジュール

|                           |       |   |
|---------------------------|-------|---|
| (1) 参加意思<br>確認書の提出        | 提出期間  | 2024 年 2 月 27 日 (火) 16 : 00 まで  |
|                           | 提出場所  | 〒305-0074 茨城県つくば市高野台 3-6<br>JICA 筑波 研修業務課 (担当 : 片野健太郎)<br>電話 029-838-1744<br>メールアドレス : <a href="mailto:tbicttp@jica.go.jp">tbicttp@jica.go.jp</a> |
|                           | 提出書類  | 参加意思確認書 (別紙 3)、同確認書で提出を<br>求められている資料等   |
|                           | 提出方法  | 電子メール又は持参又は郵送 (郵送の場合は<br>書留としてください。)  |
| (2) 審査結果<br>の通知           | 通知日   | 2024 年 3 月 1 日 (金)  |
|                           | 通知方法  | 電子メール   |
| (3) 審査結果<br>についての理由<br>請求 | 請求場所  | 上記 (1) 提出場所と同じ  |
|                           | 請求方法  | 電子メール又は持参又は郵送 (郵送の場合は<br>書留としてください。)  |
|                           | 請求締切日 | 2024 年 3 月 8 日 (金) 16 : 00 まで   |
|                           | 回答予定日 | 2024 年 3 月 15 日 (金)   |
|                           | 回答方法  | 電子メール   |

### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし

ます。

- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。
- (12) 各書類について電子メールでの提出も認めます。メール提出の場合は下記のメールアドレスへ提出期限最終日午後4時までに必着で送信して下さい。タイトルは「【XX(各書類名)の提出(社名●●)】2024年度-2026年度課題別研修「持続可能な農業機械利用」に係る研修委託契約」として下さい。

宛先電子メールアドレス：[tbicttp@jica.go.jp](mailto:tbicttp@jica.go.jp)

◆研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

◇研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract\\_document\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_01.pdf)

◇別添 押印を省略する場合の様式例

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract\\_document\\_02.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_02.pdf)

※) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので1回あたりのメールの容量が4メガバイト以下になるよう、PDFデータを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますのでご注意ください。

以 上

## 2024年度-2026年度課題別研修「持続可能な農業機械利用」に係る研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024年度に係るものである。2025年度、2026年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募資格（2）その他の要件3）案件受託上の条件を参照。

### 1. 研修コース概要

#### （1）研修コース名

「持続可能な農業機械利用」

#### （2）研修期間（予定）

【来日研修】 2024年5月13日～2024年7月5日

※フォローアップ調査を各年度内に1～2週間で実施する。

#### （3）研修員（予定）

1）受入人数：5名（定員は10名）

2）研修対象国：エチオピア、ナイジェリア、ザンビア、カメルーン、  
コートジボワール（国別上乘せ：ギニア1名、ケニア3名）

#### 3）対象組織：

農業機械の有効利用・維持管理に取り組む政府関係者および民間企業・団体など。

研修員資格要件：

##### ①必須

- ・ 農業機械を担当する農業普及員など、農家・団体等が所有する農業機械の使用を指導する立場にある者。
- ・ 若手・中堅人材（50歳未満）であり、帰国後に研修の成果を広く共有し帰国後にアクションプランの実施を主導できる立場にある者。
- ・ 民間企業・団体から応募する場合には、各国政府からの承認と併せてAFICATフォーカルポイント、JICA事務所等からの推薦が必要。

##### ②推奨

- ・ 各国JICAプロジェクトのカウンターパート等、帰国後にJICA事業と協働・連携する立場にある者。

#### （4）研修使用言語

英語

## (5) 研修の背景・目的

JICAは「アフリカ緑の革命のための同盟(AGRA:Alliance for Green Revolution in Africa)」と共に、2008年5月にサブサハラアフリカのコメ生産量を10年間で倍増(1,400万トンから2,800万トン)することを目標とした国際イニシアティブ「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD:Coalition for African Rice Development)」を立ち上げた。同イニシアティブは、10年でコメの生産量倍増の目標を2018年に達成し、CARDフェーズ2が「第7回CARD本会合」(2018年10月)において合意された。そこでは2030年までにコメ生産量をさらに倍増(2,800万トンから5,600万トン)することを目標に、「売れる品質のコメ」の生産に向け、コメの産業化促進にも着目した「RICEアプローチ」による支援が実施されている。

「RICEアプローチ」では「民間セクターと協調した地場の産業形成」(Industrialization)を柱の一つに位置付けており、民間が持つ優れた技術活用を促進する「日・アフリカ農業イノベーションセンター」(AFICAT)事業を通じた取組みが数か国で行われている。

このうち、人材育成にかかる分野ではこれまで、課題別研修「アフリカ地域農業機械化促進」(PAMA)を政策立案・実行者を対象として、農業機械化戦略を実行するために必要な知見を習得することを目的に実施してきた。他方、アフリカにおける農業機械化を促進していくためには、政策に基づき現場レベルで限られたリソース(農業資機材、人員など)を有効活用し、持続的な機械利用を指導できる人材の育成もまた必要不可欠であることが、AFICATとPAMAを通じて明らかになった。

以上を踏まえ、農業機械の持続的な利用を推進するための人材を育成するために当研修を実施する。

## (6) 案件目標

各国において農業機械を持続的に有効利用・維持管理するために必要な知見を習得する。

## (7) 単元目標(アウトプット)

- 1) 自国の農業機械化戦略の位置づけ、および現場レベルにおける農業機械の利用・維持管理に関する課題が明確になる。
- 2) 限りある資源を用いて農業機械を持続的に利用していくための利用計画策定に関する知識・技術を習得する。
- 3) 農業機械を持続的に有効利用していくための維持管理、および維持管理に不可欠な部品流通に関する知識・技術を習得する。
- 4) 1~3の内容を踏まえた、自国に適した農業機械の持続的な利用を実現するためのアクションプランが作成される。

- 5) 一部の国においてアクションプランの実行状況が確認され、農業機械の持続的な有効利用に関する課題や現状等に関する情報収集がなされる。

(8) 研修内容

1) 研修項目

以下の単元目標に沿って研修を実施する。

| 単元目標  | 想定される研修項目   |
|---|---|
| 1. 自国の農業機械化戦略の位置づけ、および現場レベルにおける農業機械の利用・維持管理に関する課題が明確になる。            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自国の農業機械化分野に関する基礎情報の収集、インセプションレポートの作成およびディスカッション。</li> <li>・ 農業機械化に関する日本と世界における歴史、企業・団体との連携事例などに関する講義、視察など。</li> </ul>  |
| 2. 限りある資源を用いて農業機械を持続的に利用していくための利用計画策定に関する知識・技術を習得する。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業機械の性能・生産性評価、および運用スケジュール・体制に関する講義・実習など（農業機械化体系、機械の運用スケジュール管理、組織間連携など）。</li> <li>・ 日本における農業協同組合（JA）や、日本および他国におけるサービスプロバイダーの取組み、および過去の JICA 事業のグッドプラクティスの講義など。</li> </ul> |
| 3. 農業機械を持続的に有効利用していくための維持管理、および維持管理に不可欠な部品流通に関する知識・技術を習得する。         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業機械の日常的な保守点検などに関する講義・実習。</li> <li>・ 補修部品の流通・在庫管理に関する日本や各国事例に関する講義など。</li> <li>・ 日本および過去の JICA 事業のグッドプラクティスの共有など。</li> </ul>   |
| 4. 1～3の内容を踏まえた、自国に適した農業機械の持続的な利用を実現するためのアクションプランが作成される。             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクションプランの作成、ディスカッションなど。</li> </ul>   |
| 5. 一部の国においてアクションプランの実行状況が確認され、農業機械の持続的な有効利用に関する課題や現状等に関する情報収集がなされる。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フォローアップ調査を実施し、アクションプランの実行状況確認と農業機械の普及・サービス、民間連携等に関する情報が収集・整理を行う。</li> </ul>  |



## 2) 研修方法

### ア. 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。

### イ. 演習・実験／実習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認ができるようにすると共に、応用力も養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。JICA 筑波で所有する圃場や実習棟を利用した実習を計画する際には案件担当らと事前に打ち合わせを実施する。

### ウ. 見学・研修旅行

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。研究機関だけでなく民間会社（メーカー）等への訪問も検討しより適応範囲の広い技術が習得できるよう工夫する。

### エ. レポートの作成・発表

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるように指導する。

## 3) 当機構が実施するプログラム

### ア. 集合ブリーフィング（0.5日）

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

### イ. プログラムオリエンテーション（0.5日）

技術研修に先立ち、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。

### ウ. 評価会・閉講式（0.5日）

研修の修了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。また評価会実施後に、同研修場所にて修了式を実施する。

### エ. JICA 筑波主催「共創セミナー」（2024年6月中開催（予定））（0.5日）

JICA 筑波主催の共創セミナーが当研修実施期間中に開催される場合、研修の一環として研修員を参加させる。

## 2. 委託業務の内容

### (1) 契約履行期間（予定）

2024年4月1日～2025年2月28日

（事前準備・事後整理期間、およびフォローアップ出張実施期間を含む）

## (2) 業務の概要

本研修委託業務を受託した法人等は、各研修員が上記「1. 研修コース概要」の(6) 案件目標(7) 単元目標を達成できるよう、(8) 研修内容に沿って、以下に示す業務を行う。

## (3) 詳細

### ①本邦研修

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備(翻訳・印刷業務含む)
- 10) 講師への参考資料(テキスト等)の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) コースオリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 26) 一部研修を遠隔で実施するための手配、準備、実施

### ②フォローアップ出張

- 1) 技術研修結果およびアクションプランの内容を踏まえ、出張対象国の選定と現地調査計画の策定(対象国、期間、目的等)。
- 2) 現地渡航に関する査証、旅券、現地移動手段の手配、および訪問・見学先と

のアポイント調整。

- 3) 現地調査の実施、および各国 JICA 現地事務所担当者への出張報告。
- 4) 出張報告書の作成・報告（報告書は業務完了報告書に添付）。

### 3. 留意事項

- (1) 研修実施の運営にかかる教材・テキストの翻訳・製本の手配については、原則、機構或いは機構が指定する業者を通じて別途行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。
- (2) 本業務概要は予定段階のものであり、詳細については変更となる可能性がある。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照すること。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上

202X年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構  
筑波センター 契約担当役  
所長 高橋 亮 様

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

2024年度-2026年度課題別研修「持続可能な農業機械利用」に係る研修委託契約に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

1 全省庁統一資格（令和04・05・06年度全省庁統一資格）  
登録番号：

2 法人概要

※法人概要について記載（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。）

3 応募要件

(1) 基本的要件：

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載してください。記載しきれない場合は別紙添付でも可。

※「2応募資格」を参照し必要書類を添付してください。

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以上